

(論文内容の要旨)

本論文は、裁判員制度の実施を視野に入れながら、刑事手続における「公正な裁判」あるいは「公平な裁判所」の意義を明らかにするとともに、その実現のための手段、とりわけ報道規制のあり方ないし基準について、審判者の性格をも踏まえた上で検討を加え、さらに、弁護人が公正な裁判の保障に果たすべき役割如何という関心から、弁護人の地位ないし性質についても考察を及ぼすものである。

『公正な裁判と審判者の公平性』論の比較法的考察(第二章)では、まずアメリカの議論を、次いでそれとの対比という観点からイギリス等の議論を検討している。著者によれば、アメリカにおいて、審判者の「公平」性すなわち「予断を持たないこと」とは、公判外で心証を形成しないことをではなく、法廷に提出された証拠に基づいて判断できることを意味するのであり、公判外で事件に関する知識を得たり、そこから何らかの心証を形成したとしても、それが直ちに公平性を阻害する「予断」の存在を意味するわけではないという。また、アメリカの判例では、ウォレンコート期に変遷があったものの、伝統的に、またバーガーコート期以降は一貫して、陪審は本質的にその公平性を信頼され、予断を抱く危険は小さいものと理解されており、これは同国の陪審制の歴史的意義・沿革に由来するとする。そして、そのことが、少なくともバーガーコート期以降の判例における、陪審の予断を理由とした有罪破棄に対する消極的傾向や、裁判の公正(審判者の公平)と修正1条の報道・言論の自由とが衝突する局面での前者の優位性の否定と、報道機関に対する規制基準としての「明白かつ現在の危険」基準の採用とに結びついていると述べる。これに対し、イギリスでは一貫して、職業裁判官に比し陪審の予断の危険は大きいと考えられており、裁判の公正と報道の自由との衝突場面では前者が優越し、比較的緩やかな基準による報道の自由の制約が認められているとする。

『公正な裁判と刑事弁護』論の比較法的考察(第三章)では、アメリカの判例が、報道機関と同様、手続関係者に対する規制についても「明白かつ現在の危険」基準を採用しつつ、弁護士に関しては「裁判所の成員」であることを根拠に、より緩やかな基準による言論規制も許されるとしていることを踏まえ、弁護士の地位・役割についてのアメリカの議論を検討する。筆者によれば、アメリカでは、弁護士は依頼者の代理人としての地位と「裁判所の成員」としての地位とを併せ持ち、両地位が衝突する場合には後者が優位すると考えられているという。また、弁護士は「裁判所の成員」として、公正な裁判を確保すべき倫理的法的義務を負い、さらにこの義務は、修正6条で弁護人の援助を受ける被告人の権利が規定されている関係上、またその公的性質上、刑事弁護人の憲法上の義務であると解されていることを指摘する。加えて、弁護士の「裁判所の成員」たる地位からは、いわゆる「真実義務」が認められ、ABA規則でもこのことは肯定されているという。もっとも、刑事弁護人については、アメリカの学説上は真実義務を否定する見解が多数であるが、これは同国特有の社会的事情を背景にするものであるとする。以上を前提にすれば、少なくとも公正な裁判を確保する義務、審判者の公平性を確保する義務が、弁護士の「裁判所の成員」たる地位から導かれるがゆえ

に、弁護士に対しては他より緩やかな基準による言論規制も許されるというのが、上記判例の論理であるという。

「おわりに一比較法的考察からの示唆を受けて」（第四章）では、前章までの検討を踏まえ、わが国の憲法及び刑訴法の解釈論、報道規制、弁護人の行動規範等について、いくつかの提言を行う。第一に、憲法 37 条 1 項の「公平な裁判所」の保障の意義につき、まず、そこでいう「公平」とは、審判者が「予断」を抱かないことであるが、「予断」とは、「何らかの心証を抱いていること」ではなく「審判者が法廷に提出された証拠に基づき心証を形成することができないこと」を意味すると説く。また、職業裁判官はその地位に由来する特別な法的規律に服するがゆえに、かかる予断を持つ危険は小さいのに対し、裁判員にはこれと同様の規範的前提が妥当せず、またアメリカと異なりわが国では一般人たる審判者に高い信頼を置くだけの歴史的基盤を欠くため、裁判員は予断を抱く危険が大きい存在と解すべきだとする。次に、上記の「予断」概念の理解を前提にすると、従来予断防止と結びつけて論じられてきた起訴状一本主義の趣旨は、むしろ予断防止ではなく捜査と公判の分離という手続構造のあり方の点にのみあると見るべきだとし、また、公判前整理手続が予断防止に抵触しないことにつき、従来、同手続では裁判所は心証を形成しないからだと説明するのが一般的であったが、むしろ同手続で証拠に接し心証を形成してもそれが直ちに予断を意味するわけではないと説明すべきだと述べる。さらに、裁判員の予断の危険性を前提にすれば、裁判の公正を確保するため、裁判員の情報・資料への接触を遮断する方向での報道規制を考えるべきであり、かつその規制基準は「合理的可能性」という緩やかな基準によるべきだとする。

第二に、裁判の公正と刑事弁護人の地位ないし行動規範との関係につき、まず、弁護人の義務をいわゆる（依頼者に対する）誠実義務に純化する見解を批判した上、弁護人は、（代理人的地位に基づく）誠実義務だけでなく公正な裁判の保障を実現する倫理的法的義務を負い、その意味で公的地位をも有するとし、しかもかかる義務は、憲法が弁護人依頼権を保障する関係上、またその公的性質上、憲法レベルにまで高められた義務であると説く。そして、かかる公的地位を前提にすれば、弁護人の擁護すべき利益は、被疑者被告人の主観的利益ではなく客観的利益であるとする。次に、弁護人の活動と当事者主義との関係につき、いわゆる真実義務を否定する見解を批判して、現行法の基調とする当事者主義も真実発見を目的とするものであるから消極的な意味での真実義務（積極的な真実発見妨害の禁止）を弁護人が負うと解するのが論理的であると述べ、さらに、当事者主義に内在する手続的公正さの要請から、弁護人には（真実義務とは別に）誠実に権利を行使すべき義務も課されるとする。以上の考察を踏まえ、最後に、報道機関への情報提供行為の許容性について検討し、弁護人の負う、公正な裁判の実現を確保すべき義務に鑑みれば、予断を生じさせる「合理的可能性」のある情報を報道機関に流す行為に弁護人が関与することは一切認められないと結論づける。

(論文審査の結果の要旨)

近時の公判前整理手続導入の際には、同手続と起訴状一本主義や予断防止の原則との関係が議論され、また裁判員制度の施行を間近に控えて、刑事裁判の公正ないし裁判所の公平性の確保、審判者の予断防止の問題、とりわけ裁判員の予断防止のための報道規制の当否等をめぐって、様々に議論が行われているところである。しかし、これまでの議論においては、比較法的考察を踏まえた理論的研究は必ずしも十分ではなかったように思われる。そうした中、本論文は、以下で述べる特長を備えた本格的な理論研究として、学界に寄与するものと評価できる。

刑事裁判の公正・審判者の公平性（予断の防止）、及びそれと報道の自由との関係に関するアメリカの議論状況については先行研究がないわけではないが、本論文は、そもそもの「予断」概念のアメリカにおける理解を丹念に解明し直すところから始め、そしてそこから、わが国における「予断」概念のあるべき（新たな）理解、予断防止原則と刑事訴訟法上の諸制度との関係に関する新たな説明を導いている点で注目される。他方で、アメリカの判例においては、歴史的沿革に由来する陪審に対する信頼の高さがその背後にあることを指摘し、少なくともわが国の裁判員裁判との関係では、アメリカの判例理論を直ちに是とすることに対して慎重な姿勢を示している点、好感が持てる。また、そのように丹念かつ慎重にアメリカの議論を検討した上で導く、裁判報道に対する規制基準についての本論文の具体的帰結は、わが国での裁判員裁判と報道規制に関する現在の議論状況に照らすとある意味大胆なものであり、論証にやや性急な点はあるものの、それは、本論文の価値を減ずるものではなく、むしろ今後の議論に少なからずインパクトを与えるものと思われる。

さらに、本論文の特長は、刑事裁判の公正・審判者の公平性の問題を論じるにあたり、刑事弁護人の地位・義務の問題にまで関心を及ぼしている点にもある。刑事弁護人の地位・義務は、古典的な議論題目であるが、従来、これはそれ自体の問題としてのみ議論され、審判者の公平性の確保（予断の防止）の問題との関係を意識した議論は乏しかったように思われる。本論文は、アメリカの議論状況を参考にしながら、刑事弁護人の地位・義務を綿密に検討し、弁護人が公正な裁判の保障を実現すべき義務を伴う公的地位を担うことを強調した上、かかる義務を根拠に、弁護人が報道機関に対して事件に関する情報を提供する行為は、それが審判者に予断を生じさせる「合理的可能性」がある限り一切許容されないとの帰結を導く。この帰結もまた、刑事弁護人の行動規範に関する現在の議論状況に対し批判的な視点を呈示するものであり、少なからずインパクトを有するものと思われる。それだけに、今後の課題として、「報道・表現の自由」に係る憲法学等の蓄積を踏まえ、このような帰結に至る議論の一層の補強・洗練が要請されるころである。もとよりこのようなさらなる課題を孕むことは、本論文の学術的価値を減じるものではなく、設定された課題の発展可能性を示すものと評価できる。

以上の理由により、本論文は博士（法学）の学位を授与するに相応しいものと認められる。

なお、平成20年7月30日に調査委員3名が論文内容とそれに関連した試問を行った結果、合格と認めた。